

追 加 議 案 一 覧 表

第 3 3 号 議 案	財 産 の 無 償 貸 付 に つ い て ……	1
第 3 4 号 議 案	建 物 の 処 分 に つ い て ……	3
第 3 5 号 議 案	瀬 戸 市 附 属 機 関 設 置 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て ……	5

2年市長提出第33号議案

財産の無償貸付について

次のとおり財産を無償で貸し付けるものとする。

令和2年3月16日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

1 無償貸付をする財産

(1) 土地

所在地 瀬戸市市場町50番

合計面積 2,209.51平方メートル

(2) 建物

所在地 瀬戸市市場町50番地

構造 鉄筋コンクリート造平屋建て（一部2階建て）

延べ床面積 561.01平方メートル

2 貸付けの目的 長根連区地域力向上委員会が地域活動の拠点として
使用するため

3 貸付けの相手 瀬戸市市場町50番地
方 長根連区地域力向上委員会
委員長 渡邊秀次

4 貸付期間

(1) 土地 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

(2) 建物 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

(理由)

この案を提出するのは、廃園となる今村保育園を長根連区地域力向上委員会が地域活動の拠点として使用することに伴い、その土地及び建物を無

償で貸し付けるに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

2年市長提出第34号議案

建物の処分について

次のとおり建物を無償譲渡するものとする。

令和2年3月16日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

- 1 所在地 瀬戸市道泉町76番地の1
- 2 構造 鉄筋コンクリート造4階建て（一部鉄骨造、鉄骨その他造、木造）
- 3 延べ床面積 5,707平方メートル
内訳
校舎（3,884平方メートル）、プロパン庫（13平方メートル）、便所・窯（31平方メートル）、体育器具庫（98平方メートル）、体育館（1,211平方メートル）、倉庫（39平方メートル）、柔剣道場（397平方メートル）、ポンプ室（34平方メートル）
- 4 譲渡の目的 本山中学校の建物を活用し、民間事業者に事業を実施させるため
- 5 譲渡の相手方 名古屋市中村区牛田通一丁目21番地
株式会社教育システム
代表取締役 長尾幸彦
- 6 譲渡年月日 本契約締結の日
- 7 その他条件 相手方による建物の活用に係る事業計画に基づいた事業の実施に必要な許認可等が得られない場合においては、遡って契約を解除する解除条件付契約とする。

(理 由)

この案を提出するのは、本山中学校を民間事業者に活用させることに伴い、その建物を無償譲渡するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

2年市長提出第35号議案

瀬戸市附属機関設置条例の一部改正について

瀬戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年3月16日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例

瀬戸市附属機関設置条例（平成25年瀬戸市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第2条、第3条、第4条関係）				別表（第2条、第3条、第4条関係）			
執行機関	附属機関	担当事務	委員の定数	執行機関	附属機関	担当事務	委員の定数
市長	<省略>	<省略>	<省略>	市長	<省略>	<省略>	<省略>
	瀬戸市障害者地域自立支援委員会	<省略>	<省略>		瀬戸市障害者地域自立支援委員会	<省略>	<省略>
	瀬戸市国際未来教育特区学校審議会	<u>学校設置会社の設置する学校の設置廃止等、閉鎖命令、変更命令、評価等に係る事項の調査審議に関する事務</u>	<u>6人以上</u>				
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、学校設置会社の設置する学校の設置廃止等、閉鎖命令、変更命令、評価等に係る事項の調査審議に関する事務を行うに当たり、瀬戸市附属機関設置条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。